

第2部 水源環境保全・再生施策と展開

水源環境保全税の導入と施策展開

1 水源の森林づくりの取組

私有の人工林では、林業不振による手入れ不足の森林が増え、森林の荒廃による公益的機能の低下が懸念される状況にありました。このため、経営環境が厳しくかつ林業を生業とする山林所有者が極めて少ない本県にあっては、もはや林業だけでは森林の公益的機能を維持していくことは困難であるとの認識から、荒廃の進行が懸念される私有林の公的管理・支援を行う新しい取組として、平成9年度に「水源の森林づくり事業」に着手しました。

この事業は、水源かん養などの森林が持つ公益的機能を高め、将来にわたり良質な水を安定的に確保することを目的とすることから、水道事業者に応分の負担をしていただくよう協力を呼びかけ、ゆるやかな応益負担により水源の森林整備を進めていくことを目指しましたが、水源林確保の進展に伴い整備費の増大が見込まれるなか、事業の着実な推進を図る上で、安定的な財源の長期的な確保が課題となっていました。

2 水源環境保全税の導入

県では、平成12年から5年間にわたり、今後の水源環境保全・再生のあり方について、県民の皆様をはじめ、市町村等との意見交換、県議会における議論など様々な形で議論を重ね、こうした議論に基づいて、平成19年度以降の20年間における水源環境保全・再生の将来展望と施策の基本方向について「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」としてとりまとめました。

また、この施策大綱に基づき、平成19年度から5年間で取り組む特別の対策事業について「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」としてとりまとめるとともに、計画実行の裏付けとなる安定的な財源を確保するため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を導入し、事業を展開してきました。

こうした事業の成果は着実に発揮されつつありますが、水源環境保全・再生には、長期の継続的な取組が必要なことから、施策大綱に沿って、平成29年度以降も第3期実行5か年計画を定め、水源環境保全税を活用して対策を進めています。

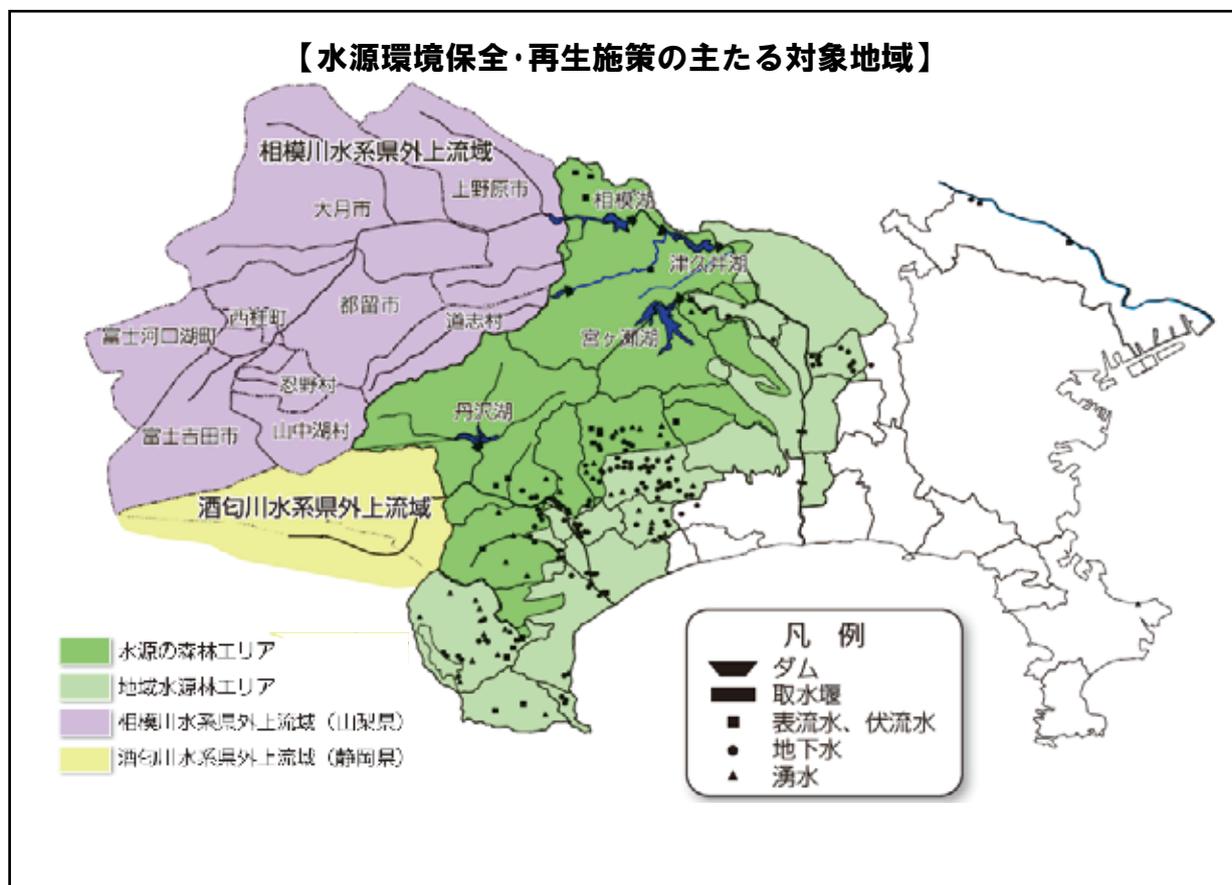
3 水源環境保全・再生施策とは

水源環境保全・再生施策は、施策を推進するための全体計画として「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」、実行計画として「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を定め、一般財源による事業とともに「水源環境保全税」による「特別対策事業」を実施しています。

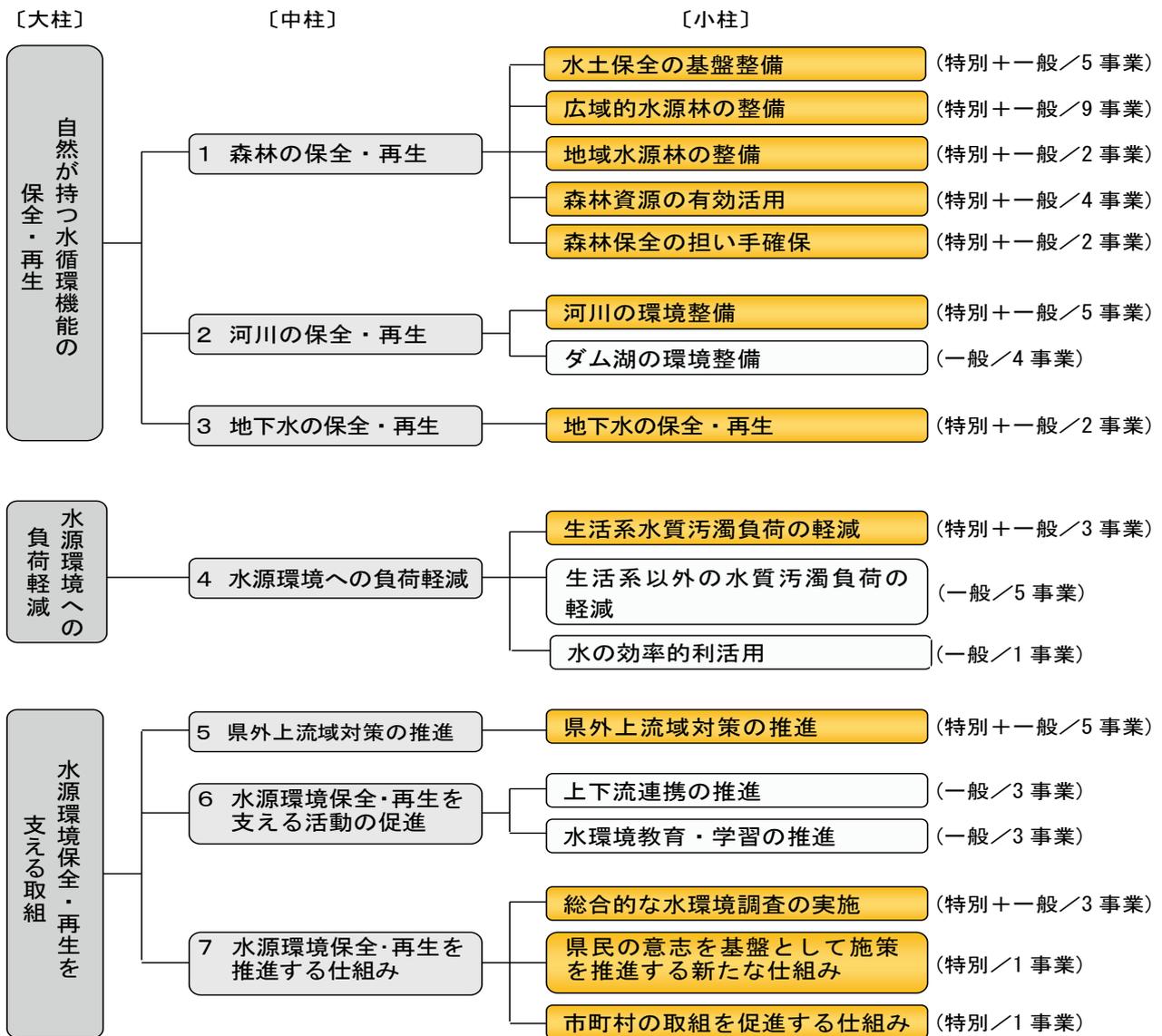
	「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」	「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」
計画期間	20年間（平成19～令和8年度）	5年間（平成29～令和3年度）
内 容	施策を総合的・体系的に推進するための取組の基本的考え方や分野ごとの施策展開の方向性を示したものの。	「施策大綱」に基づき、取組を効果的かつ着実に推進するため、「水源環境保全税」により5年間に充実・強化して取り組む「特別対策事業」について定めたもの。

水源環境保全・再生施策は、神奈川の水源地域である県西部や県外上流域（山梨県）を主たる対象地域として展開しています。

森林や河川、地下水の保全・再生など、施策全体は58事業で構成されていますが、第3期計画では、このうち11事業については「水源環境保全税」を財源とする「特別対策事業」として実施しており、施策全体に占める事業費の割合は、おおむね2割強（※ 第2期5か年（平成24～28年度）の実績による）となっています。また、それ以外の事業は一般財源により実施しています。



施策体系（特別対策事業＋一般財源事業／全 58 事業）



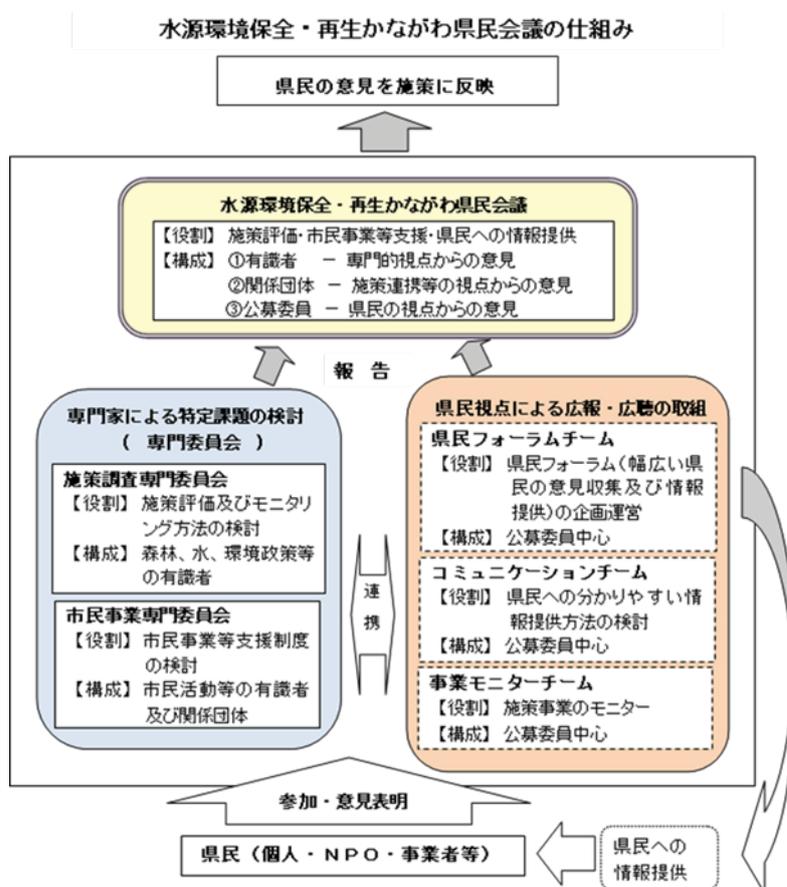
※小柱の は、特別対策事業のみ、あるいは一般財源事業との両方により取組を行っている

4 施策の推進

(1) 県民の意志を基盤とした施策展開

水源環境保全・再生の取組は、「県民が自分たちの住む空間にどのような快適さをもとめるのか」という意志を基盤として構築する「生活環境税制」の理念を踏まえて具体化を検討したものです。県民の意志を基盤とし、県民に新たな負担を求めて施策を充実・強化するのであれば、施策に県民の意志を反映し、県民に施策効果を明示すること、さらには施策の見直しや立案、実施に県民自身も参加できる仕組みも必要です。

そこで、施策に県民の意志を反映し、県民が直接関わる仕組みとして「水源環境保全・再生かながわ県民会議」を設置し、県民参加のもとで施策を推進しています。



(2) 順応的管理の考え方に基づく施策推進

森林の保全・再生などをはじめとして、水源環境保全・再生を図るためには、長期にわたる継続的な取組が必要ですが、自然を対象とした取組であり、施策の実施によりどのような効果が現れるかについては、当該施策だけではなく、他の施策や自然条件によって大きく左右されます。

そのため、現在の科学的知見では将来の自然環境に及ぼす影響を正確に把握することには限界があることから、事業の実施と並行して新たな科学的知見を反映することや、事業実施に伴う自然環境の状況を把握しながら、施策の評価と見直しを行い、柔軟な施策の推進を図る必要があります。(=「順応的管理(Adaptive Management)」)

そこで、こうした順応的管理の考え方に立ち、「施策大綱」で20年間にわたる施策の全体像を明らかにした上で、5年間に区切って実行計画を策定し、特別対策事業を実施しています。また、実行計画による5年間の成果等を踏まえて見直しを行い、次期の実行計画を策定し、効果的な施策展開を図っています。

(3) 施策の評価方法

ア 施策評価の考え方

水源環境における新たな課題に対応するため、特に既存の事業では行き届かない対策（特別対策事業）について水源環境保全税を充てて対策を進めてきました。これらはほとんどが新しい事業であることから、県民会議を中心に事業の評価の方法についても検討し、事業費や事業量の実績（アウトプット）だけでなく、事業により予想される効果とそれに対応する評価項目を整理しました。

森林の保全・再生にかかる事業では、まず間伐などの森林整備やシカの対策を行うことにより下層植生の回復を目指します（1次的アウトカム）。さらに、下層植生が回復することにより降った雨が地中にしみこみ土壌の流出もなくなり、地中に貯留された水が下流へゆっくりと流れることが予想されます（2次的アウトカム）。また、下層植生の回復や土壌の保全は、それらを利用する動物や植物を豊かにします（2次的アウトカム）。それらの効果を通して、長期的には自然がもつ水循環機能の保全・再生を図っていくことを目指します。

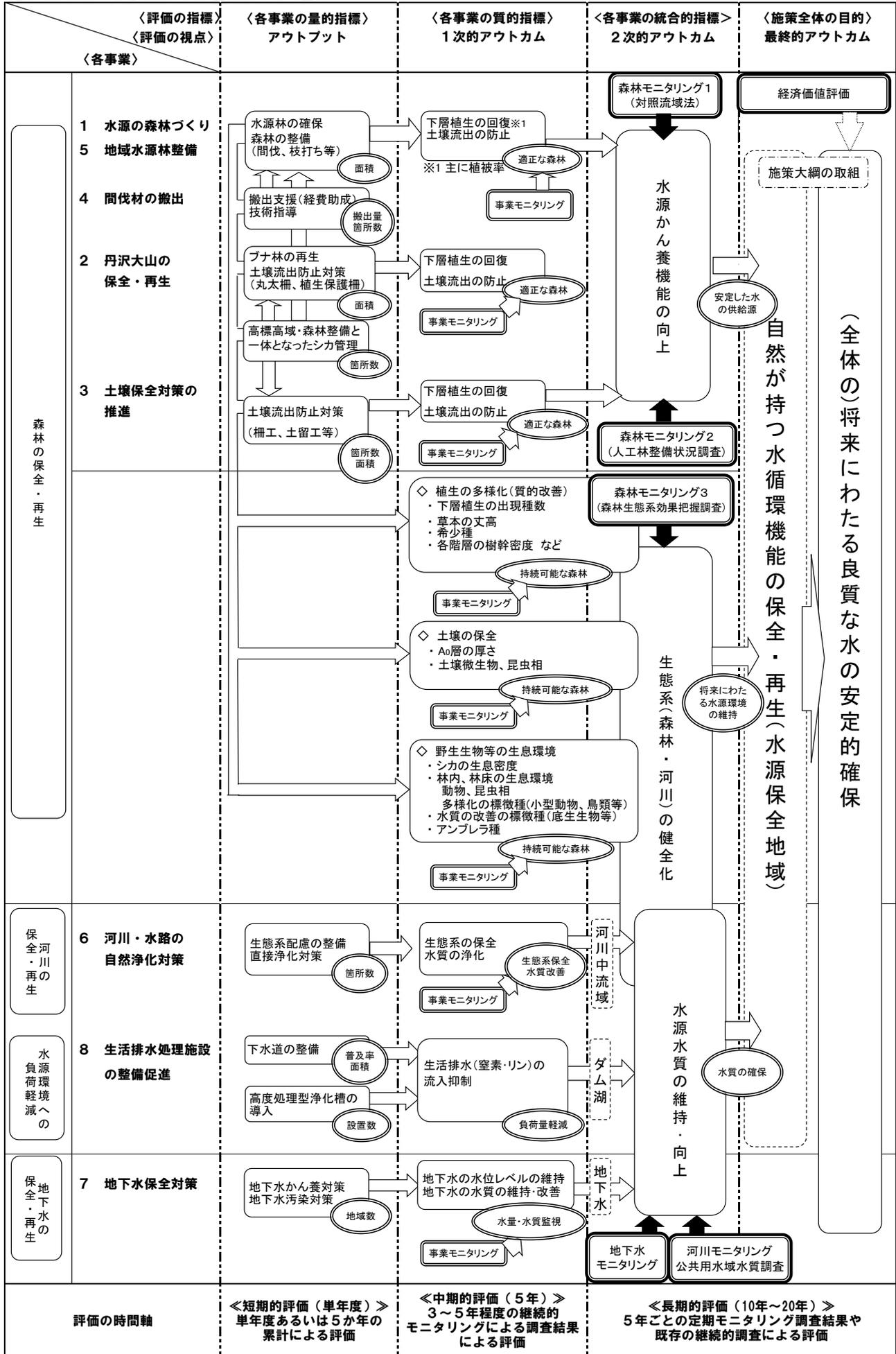
河川や地下水の保全・再生にかかる事業では、自然浄化機能を高め生態系に配慮した河川・水路の整備や地下水を主要な水道水源としている地域における地下水保全対策を行うことにより、また、水源環境への負荷軽減にかかる事業では、ダム集水域における生活排水対策（公共下水道・合併処理浄化槽の整備）を行うことにより、水源水質の維持・向上や河川生態系の健全化等を目指します（2次的アウトカム）。

そして、施策全体として、自然が本来持っている水循環機能を保全・再生させ、将来にわたる良質な水の安定的確保を目指します（最終的アウトカム）。

イ 施策評価の流れ

施策評価の流れについては、33ページの「各事業の評価の流れ図（構造図）」で整理しています。

各事業の評価の流れ図（構造図）



ウ 施策の効果を示す指標について（設定の経緯及び検討経過など）

第2期における施策の総合的な評価（中間評価）では、県民会議が作成した評価の流れ図により評価を行いました。

その後、県民会議で出た意見や施策大綱でも「施策の効果を示す指標については、県民参加のもと改めて決定する。」と記載されていることを踏まえ、第3期に実施する施策の総合的な評価の実施に向けて、県民会議では「施策の効果を示す指標」について検討を始めました。

平成30（2018）年度までの検討の結果、施策の効果を県民の皆様により分かりやすく、また、客観的なデータで示すために、今回の総合的な評価（中間評価）では、次の指標を設定し、評価を実施しています。

【森林の保全・再生に関する指標】

- ① 植被率が高い（40%以上）森林の割合
- ② 手入れが行われている森林（人工林）の割合

【河川の保全・再生／水源環境への負荷軽減に関する指標】

- ③ 代表的な整備箇所におけるBOD、平均スコア値等
- ④ 相模湖・津久井湖におけるアオコの発生状況
- ⑤ 相模湖・津久井湖の県内ダム集水域における生活排水処理率
- ⑥ 相模湖に流入する生活排水負荷量（BOD）

【地下水の保全・再生に関する指標】

- ⑦ 地下水の水位レベル
- ⑧ 地下水汚染がない水道水源地域

【施策の目的（将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保）に関する指標】

- ⑨ 取水堰における水質の推移（BOD、N、P）
- ⑩ 取水制限の日数

<各指標の意味や定義などの詳細は59ページから70ページ参照>

なお、今回設定した指標が決まる過程において、生物多様性や希少種分布など検討過程で外れた指標もありますが、そのような項目に関しても、継続的にモニタリングを実施しておりますので、引き続き、モニタリング結果等により自然環境の変化や事業効果を確認してまいります。

(4) 「第1期実行5か年計画」（平成19年度～23年度）による取組

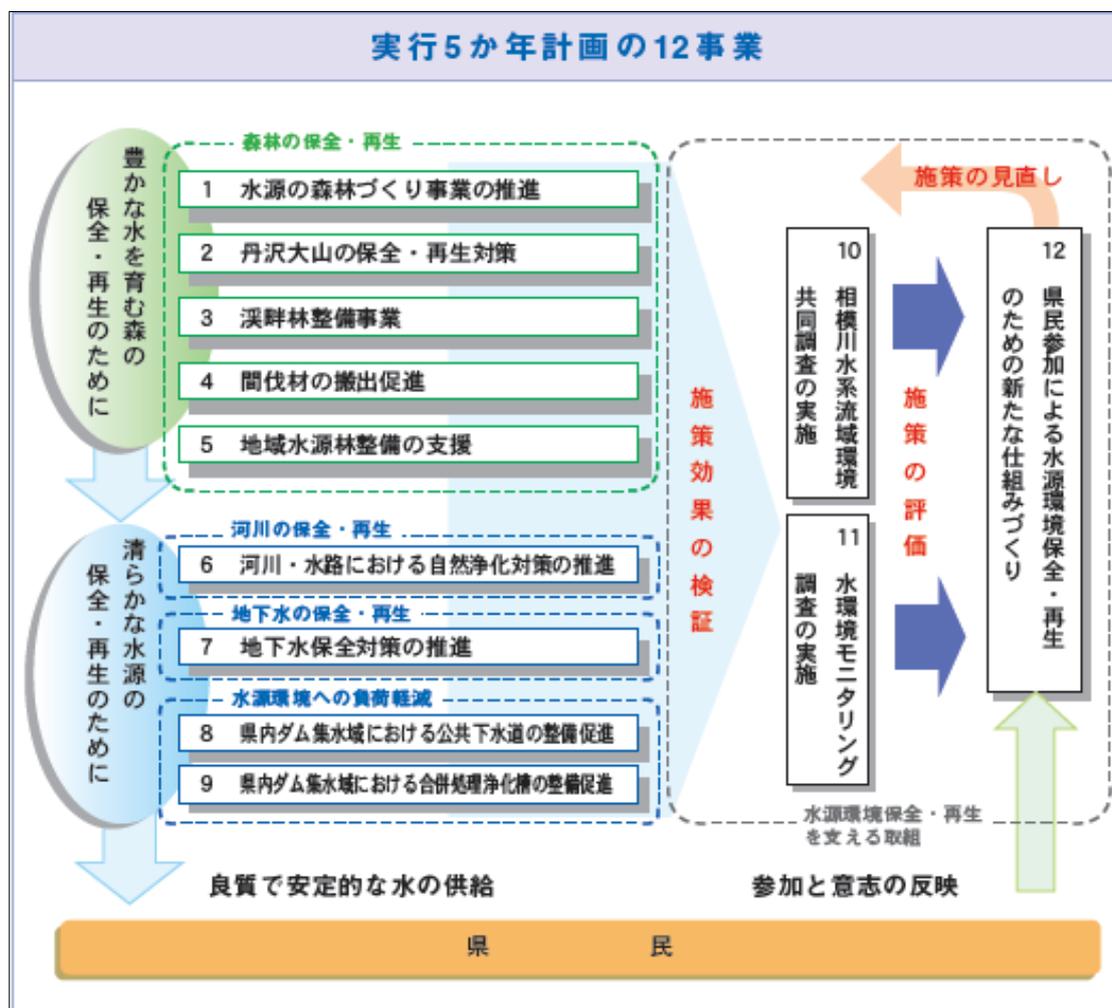
「施策大綱」では、水源環境保全・再生に関わる幅広い施策を体系的に推進することとしています。 「実行5か年計画」では、水源環境保全・再生のために充実・強化して取り組むべき特別対策事業を位置付けています。

【対象となる取組】

- ・ 水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組
- ・ 水源環境保全・再生を進めるために必要な新たな仕組みを構築する取組

【主たる対象地域】

- ・ ダム集水域を中心とする県内水源保全地域（相模川水系・酒匂川水系の取水堰の集水域及び地下水などを主要な水道水源としている地域）



(5) 順応的管理の実践①

○第1期の課題等を踏まえた、第2期からの新たな取組

事業名	第1期の課題	第2期からの新たな取組
水源の森林づくり事業の推進(1番事業)	<p>① 水源林の確保については、事業開始当時と比較して、確保森林の小規模化、複雑化により、確保に係る業務量が増大している。</p> <p>② 水源林の整備の効果発揮のため、シカの採食対策が必要。</p> <p>③ 森林整備の担い手対策として実施している「かながわ森林塾」について、平成21年度から実施しているため、計画上の位置付けや労働力確保の目標が設定されていない。</p>	<p>① これまでの4つの手法に加え、新たに森林組合等が行う長期施業受委託(=森林所有者と森林組合等が10~20年間の長期施業受委託契約を締結し、森林組合等が森林整備を実施。)により公的管理・支援を行い、私有林の着実な確保を推進することとした。</p> <p>② シカの採食による整備効果の低減に対処するため、シカ管理と連携した森林整備を実施することとした。</p> <p>③ 「かながわ森林塾」を第2期5か年計画に位置付け、様々な技術レベルに応じた担い手育成を体系的に進めることとした。</p>
丹沢大山の保全・再生対策(2番事業)	<p>① シカの採食により依然として林床植生の衰退が見られ、また、森林整備を行った箇所においても林床植生の生育が阻害されるなど効果が十分に発揮されないことから、一層のシカの採食対策が必要。</p>	<p>① これまでにシカ捕獲を実施していなかった高標高の山稜部や、中標高の水源林整備箇所及び周辺地域での管理捕獲を実施するとともに、事業効果を検証するための生息環境調査等を実施することとした。</p>
地域水源林整備の支援(5番事業)	<p>① 地域水源林における森林の保全・再生については、市町村ごとに施策大綱期間の平成38年度までの長期構想を明確化した上で実施することが必要。</p>	<p>① 各市町村において、地域特性を踏まえ、将来の目指す姿や整備量等の目標を明らかにした「地域水源林全体整備構想」を策定し、計画的な森林整備の促進を図ることとした。</p>
河川・水路における自然浄化対策の推進(6番事業)	<p>① 整備実施箇所において、河川等の水質に影響を及ぼす生活排水等の流入が見られる箇所もあるなど、整備効果の発揮が課題となっていた。</p>	<p>① 事業実施にあたり、水質改善効果の予測を行うとともに、整備実施箇所に入流する生活排水について、市町村が河川等の整備事業と一体として行う生活排水対策(合併処理浄化槽への転換事業)も対象とした。</p> <p>また、相模湖は窒素・リンの濃度が高く、富栄養化状態にあり、アオコが発生しやすい状況にあることから、富栄養化を改善するための直接浄化対策を実施することとした。</p>
相模川水系上流域対策の推進(10番事業)	<p>① 相模川水系の集水域のほとんどが山梨県内にあり、第1期において実施した山梨県内の現況調査の結果、森林の6割が荒廃し、アオコの原因であるリンのほとんどが山梨県内から流入している実態が判明したことから、県外対策の必要性が明確となった。</p>	<p>① 調査結果に基づき、両県で対策を検討したところ、山梨県内の森林整備と生活排水対策について、従来の取組を加速させる必要があり、第2期からは、荒廃森林の整備や生活排水対策を両県共同で実施することとした。</p>
水環境モニタリングの実施(11番事業)	-	<p>① 酒匂川水系については、現在、水質に問題はないものの、県内上水道の水源の約3割超を占めていることから、第2期からは、静岡県との協力を得て、県外上流域(静岡県)における森林や生活排水施設の現状を把握することとした。</p>
県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み(12番事業)	-	<p>① 市民事業等支援制度について、各団体がそれぞれのレベルに応じた補助を受けられるよう、市民活動の定着を目的とする「定着支援」、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の2つの補助部門からなるステップアップ方式の補助金に制度改正した。</p> <p>また、事業モニターについては、モニターチームが自らモニター実施箇所を選定して年間計画書を作成し、事業評価シートにより評価基準を明確化するほか、毎回のモニター実施責任者を定めて報告書を作成するなど、より効果的な事業評価を行うための改善を図った。</p>

(6) 「第2期実行5か年計画」（平成24年度～28年度）による取組

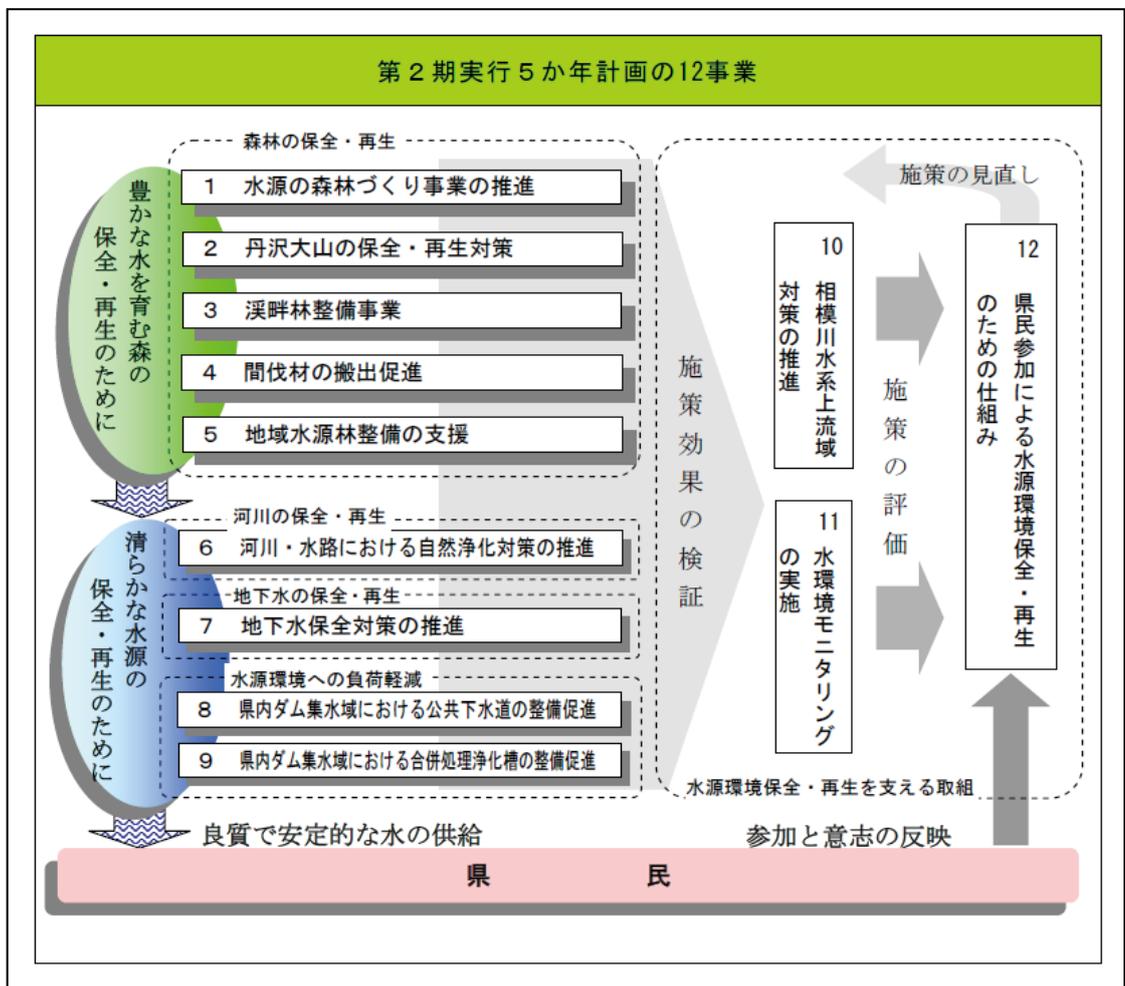
「第2期実行5か年計画」では、「第1期実行5か年計画」に引き続き、水源環境保全・再生のために充実・強化して取り組むべき特別対策事業を位置付けています。

【対象となる取組】

- ・ 水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組
- ・ 水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組

【主たる対象地域】

- ・ ダム集水域を中心とする県内水源保全地域（相模川水系・酒匂川水系の取水堰の集水域及び地下水などを主要な水道水源としている地域）及び相模川水系県外上流域（山梨県）



(7) 順応的管理の実践②

○第2期の課題等を踏まえた、第3期からの新たな取組

事業名	第2期の課題	第3期からの新たな取組
水源の森林づくり事業の推進（1番事業）	<p>① 平成9年度から実施している水源の森林づくり事業で確保した森林は、平成29年度以降、契約期間が満了し、所有者へ返還される。返還した森林は、その後も水源かん養機能など公益的機能が発揮される状態を持続していくことが望まれるが、所有者が森林の状況を継続的に把握することは困難な状況であった。</p>	<p>① 平成29年度以降、水源林の契約満了に伴い所有者へ森林の返還が始まることから、森林の巡視等を行う仕組みを試行しつつ、公益的機能の持続に向けた森林管理の仕組みを第3期計画期間中に検討することとした。</p>
丹沢大山の保全・再生対策（2番事業）	<p>① これまでシカの影響がみられなかった箱根山地・小仏山地において、シカの定着と生息密度の上昇が見られ、今後シカの採食による林床植生の衰退など、森林への影響が懸念された。</p>	<p>① 丹沢大山の周辺地域の箱根山地や小仏山地では、シカの定着と生息密度の上昇が見られ、今後、シカの採食によって林床植生が衰退して、水源の森林づくり事業等による森林整備の効果が十分発揮されないことが危惧されることから、シカの生息状況の把握を行った上で、管理捕獲やモニタリング等、シカ管理の取組を実施することとした。</p>
土壌保全対策の推進（3番事業）	<p>① 平成22年の台風9号による災害により、県西地域ではスコリアと呼ばれる富士山の火山噴出物が堆積した脆弱な地層が各所で崩壊し、水源かん養機能の発揮に重要な役割を果たす森林の土壌が流出した。</p> <p>② 中高標高域の自然林におけるシカの採食による林床植生の衰退、登山者が集中している登山道や脆弱な登山道周辺等での植生衰退、平成25年、26年に広域で開花したササの枯死、これらに起因した土壌流出も懸念される。</p> <p>③ 高標高域の水源源流部に位置する人工林においては、シカの生息密度が高い箇所や地形が急峻な地域で土壌流出が懸念されることから、シカ管理などと一体となった土壌保全対策が必要となっている。</p>	<p>① 県西地域のスコリア堆積層を中心とした崩壊地等のうち、既存の治山事業の対象にならない箇所において、自然石やコンクリート等を使用し、崩壊の拡大や森林土壌の流出を防止する土木的工法も取り入れた土壌保全対策を実施する。</p> <p>② 水源の森林エリア内の自然林において、シカの採食による林床植生の衰退状況や登山道周辺の土壌流出状況、ササの枯死の状況等に応じて、森林の土壌や落葉の流出を防ぐ筋工や植生保護柵など第2期計画までに丹沢大山保全・再生対策として実績のある手法を活用し、土壌保全対策を実施する。</p> <p>③ 水源の森林エリア内の県有林の人工林において、シカの生息状況や急峻な地形状況等を踏まえながら、丸太筋工や植生保護柵など多様な工種を組み合わせた土壌保全対策を実施する。</p>
生活排水処理施設の整備促進（8番事業）	<p>① 県内水源保全地域の状況を見ると、県全体と比較して生活排水対策が遅れている地域があり、水源水質に負荷を与えている現状がある。そこで、今後は、施策大綱にもある県内水源保全地域全体の生活排水処理を進める観点から、ダム下流域に対象地域を拡大して、この地域でも取組の促進を図る必要がある。</p>	<p>① 県内ダム集水域における公共下水道及び高度処理型合併処理浄化槽の整備と併せて、相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域（ダム集水域を除く。）における合併処理浄化槽の転換促進を図り、県内水源保全地域の生活排水処理率の向上を目指すこととした。</p>

(8) 「第3期実行5か年計画」(平成29年度～令和3年度)による取組

「第3期実行5か年計画」では、「第2期実行5か年計画」に引き続き、水源環境保全・再生のために充実・強化して取り組むべき特別対策事業を位置付けています。

【対象となる取組】

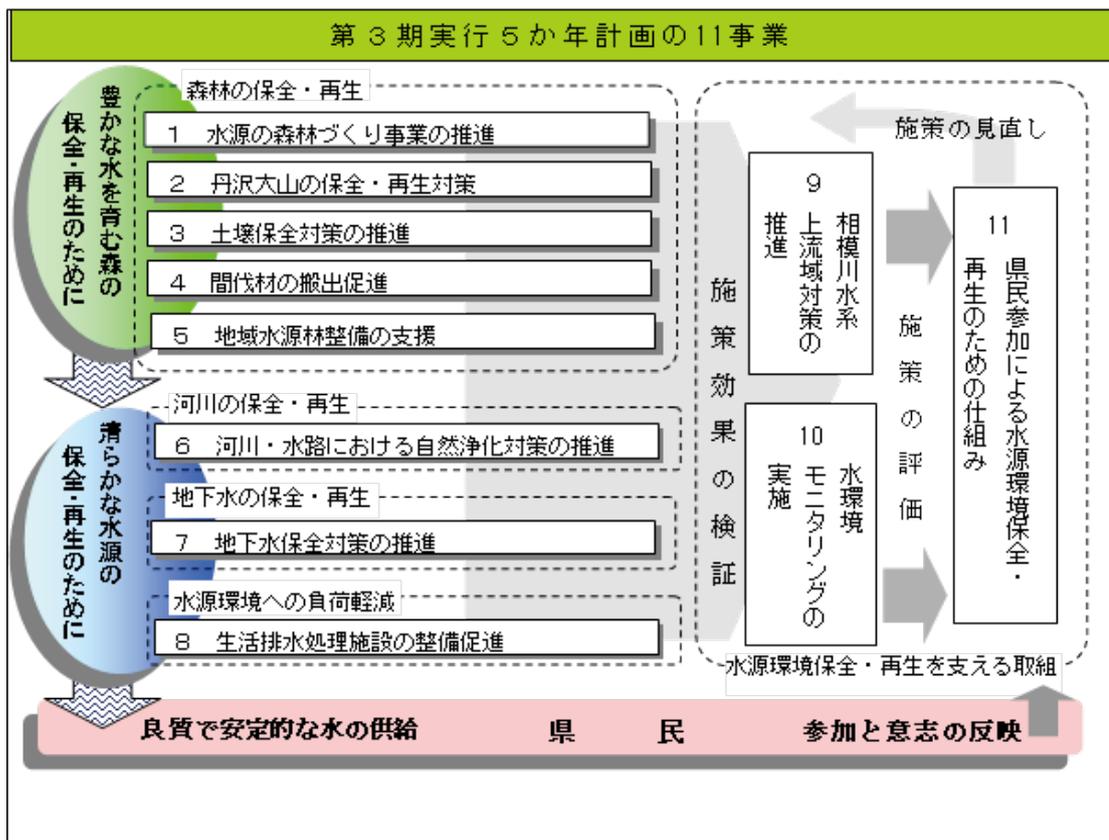
- ・ 水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組
- ・ 水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組

【主たる対象地域】

- ・ ダム集水域を中心とする県内水源保全地域(相模川水系・酒匂川水系の取水堰の集水域及び地下水などを主要な水道水源としている地域)及び相模川水系県外上流域(山梨県)

なお、「第3期実行5か年計画」では、新たな課題に対応するとともに、より効果的に取組を進めるため、「第1期実行5か年計画」及び「第2期実行5か年計画」で取り組んできた12の特別対策事業の構成について見直しを行い、次の11の特別対策事業に取り組んでいます。

また、水源環境保全・再生かながわ県民会議では、第2期までの県民会議で出た意見や施策大綱に記載されている内容を踏まえ、施策の効果を示す指標を検討し、設定したことでより高次のアウトカムによる評価を定量的に行える体制とし、今回の総合的な評価(中間評価)に取り組んでいます。



第3期5か年計画に基づく特別対策事業（11事業）の構成は、以下のとおりです。

1 水源の森林づくり事業の推進

ダム水源等を保全する上で重要な水源の森林エリア内の私有林について、水源かん養など森林の持つ公益的機能を向上させるため、森林の状況に応じた管理・整備を推進します。また、人材の育成を図るため「かながわ森林塾」を実施します。

2 丹沢大山の保全・再生対策

水源の保全上重要な丹沢大山を中心に、シカ管理による林床植生の衰退防止、ブナ林の再生、登山道整備、県民連携・協働事業による保全・再生等に取り組みます。

3 土壌保全対策の推進

県内水源保全地域内の崩壊地において、崩壊の拡大や森林土壌の流出を防止するため、土木的工法も取り入れた土壌保全対策を実施します。また、水源の森林エリア内の土壌流出が懸念される森林において、多様な工種を組み合わせた土壌保全対策を実施します。

4 間伐材の搬出促進

森林資源の有効利用による持続的・自立的な森林管理の確立のため、間伐材の集材・搬出に要する経費助成などの支援を行います。

5 地域水源林整備の支援

市町村が主体的に取り組む地域水源林の確保・整備や、森林所有者が行う高齢級間伐を支援します。

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

市町村が管理する河川・水路等において、市町村が主体的に取り組む生態系に配慮した河川・水路の整備を支援します。

7 地下水保全対策の推進

地下水を主要な水道水源として利用している地域を対象に、市町村が主体的に取り組む地下水かん養対策や水質保全対策を支援します。

8 生活排水処理施設の整備促進

生活排水処理率の向上を目指し、市町村が実施する公共下水道の整備や合併処理浄化槽の整備を支援します。

9 相模川水系上流域対策の推進

相模川水系の県外上流域において、山梨県との共同事業として森林整備や生活排水対策を実施します。

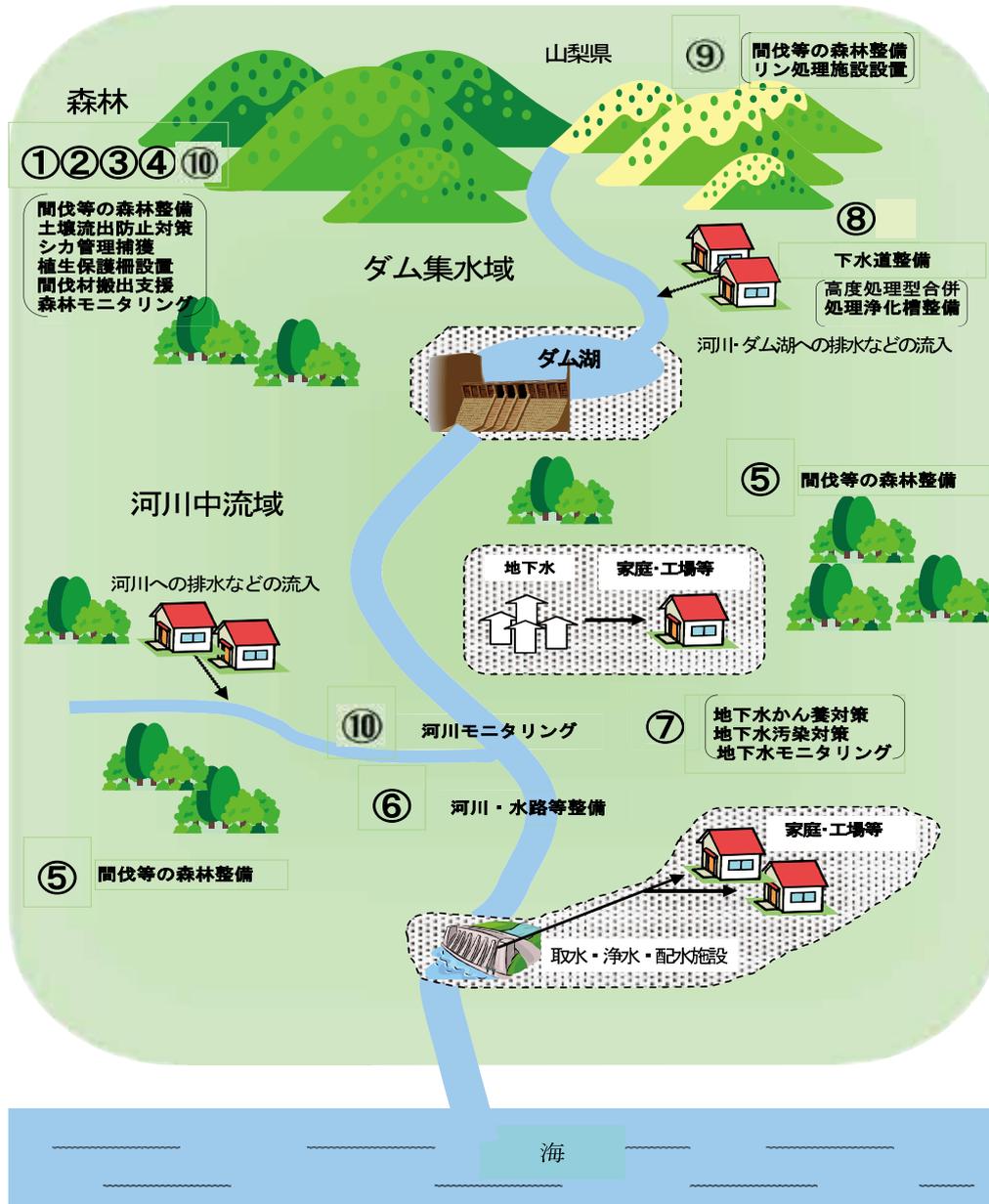
10 水環境モニタリングの実施

水環境全般にわたるモニタリングを行い、事業の効果を測定するとともに、その結果や事業の実施状況を県民へわかりやすく情報提供します。

11 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み

「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の活動を通じ、県民の意志を施策に反映し、施策に関する県民理解を促進します。

5 神奈川県の水源地環境の課題と施策展開について（第3期5か年計画）

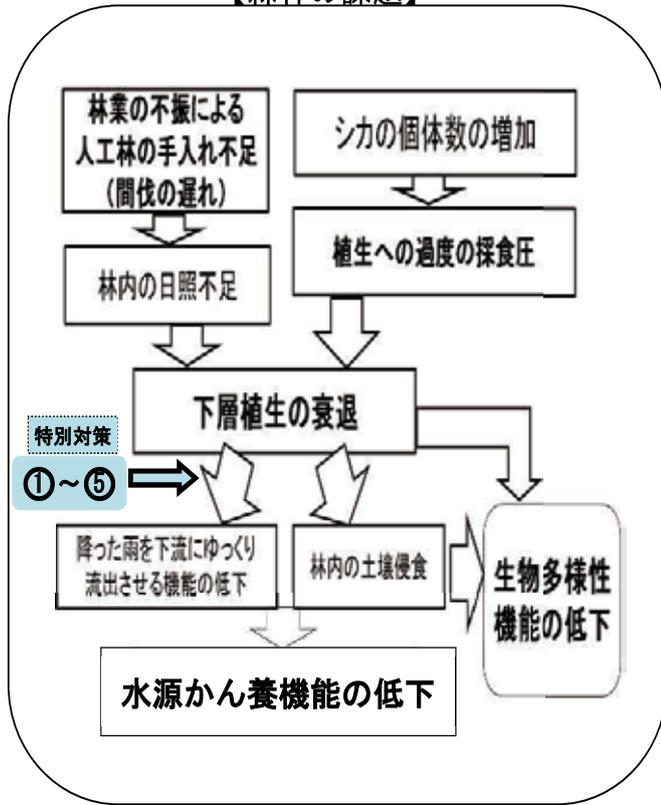


【課題に対する施策展開（特別対策事業・既存事業等）】

- | | | |
|-----------------|----------------------|--|
| ① 水源の森林づくり事業の推進 | ⑥ 河川・水路における自然浄化対策の推進 | <input checked="" type="checkbox"/> 既存事業（施策大綱構成事業） |
| ② 丹沢大山の保全・再生対策 | ⑦ 地下水保全対策の推進 | <input checked="" type="checkbox"/> 法令等の規制による |
| ③ 土壌保全対策の推進 | ⑧ 生活排水処理施設の整備促進 | |
| ④ 間伐材の搬出促進 | ⑨ 相模川水系上流域対策の推進 | |
| ⑤ 地域水源林整備の支援 | ⑩ 水環境モニタリングの実施 | |

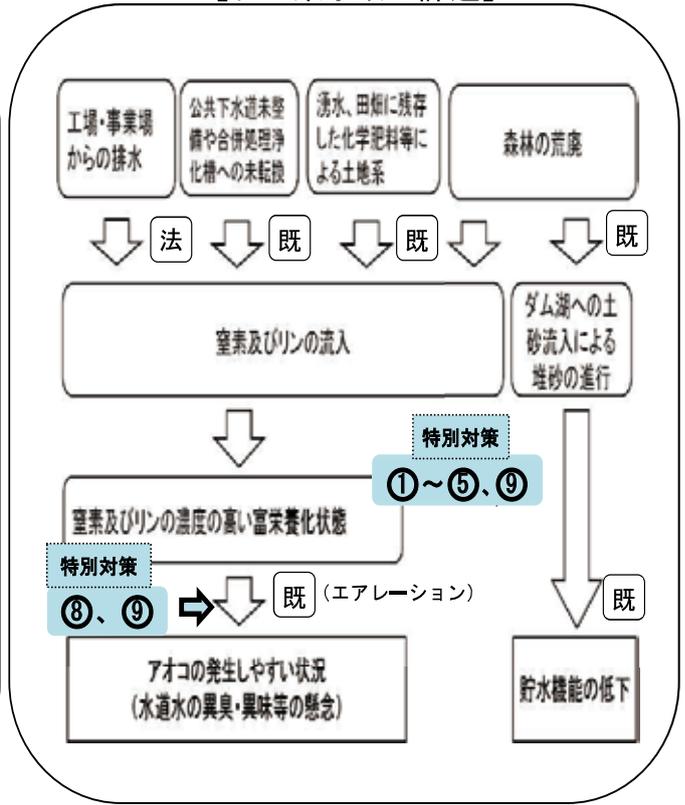
施策大綱では、水源地環境保全・再生に関わる幅広い施策を、体系的に推進することとし、森林や河川、地下水の保全・再生など、施策全体は58事業で構成されていますが、このうち「実行5か年計画」に位置付けられている11事業については、「水源地環境保全税」を財源とする「特別対策事業」として実施しています。特別対策事業の対象は、主として、水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源地環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組としています。また、特別対策事業以外の施策大綱構成事業（既存事業）については、一般財源により実施しており、総合的な施策推進が図られています。

【森林の課題】

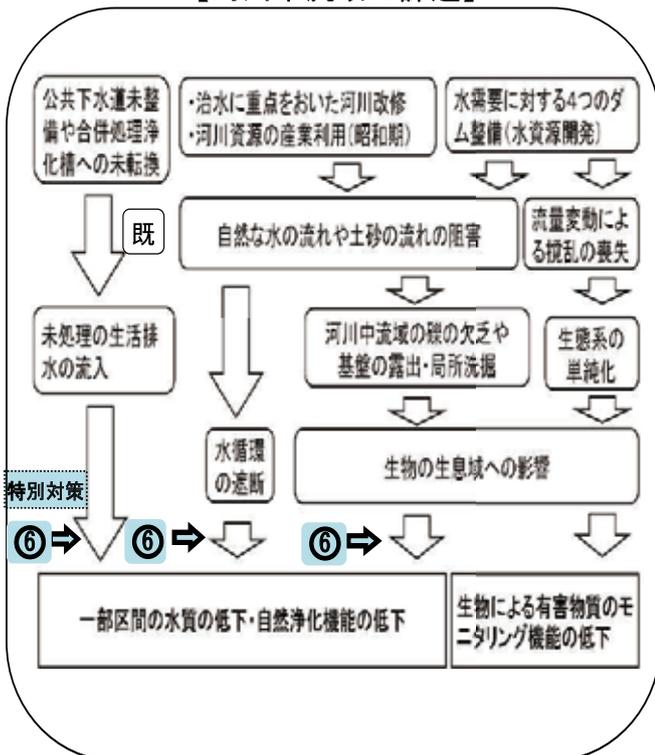


河川中流域の課題へ
ダム集水域の課題へ
地下水の課題へ

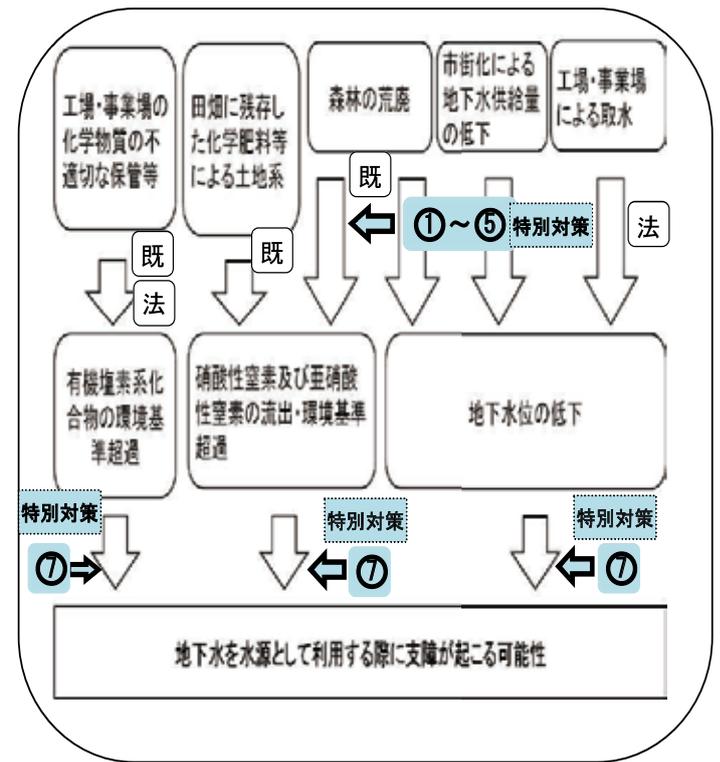
【ダム集水域の課題】



【河川中流域の課題】



【地下水の課題】



6 水源環境保全・再生施策の総合的な評価（中間評価）について

事業名	事業内容	＜各事業の量的指標＞ アウトプット ※ () は第3期までの計画数量
1 水源の森林づくり事業の推進 (県)	① 水源林の確保 ② 水源林の整備 ③ かながわ森林塾の実施	① 確保面積 (14,455ha) ② 整備面積 (34,059ha) ③ 新規就労者の育成 (125人)
2 丹沢大山の保全・再生対策 (県)	【第1期】 ① 新たな土壌流出防止対策の実施 【第2期】 ① 中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査の実施 ② 土壌流出防止対策の実施 【第3期】 ① 中高標高域におけるシカ管理の推進 【共通】 ○ プナ林等の再生 ○ 県民連携・協働事業	【第1期】① 面積 (58.5ha) 【第2期】② 面積 (50ha) 【第3期】① 管理捕獲実施箇所 (延べ150箇所)
3 溪畔林整備事業(県)*	【第1期】 ① 調査測量 ② モニタリング調査 【第2期】 ① 溪畔林の整備 ② モニタリング調査	森林整備 (35ha) 植生保護策の設置 (6,500m) 土壌流出防止のための丸太柵等の設置 (6,600m)
3 土壌保全対策の推進 (県)	【第3期】 ① 水源林の基盤の整備 ② 中高標高域の自然林の土壌保全対策の実施 ③ 高標高域の人工林の土壌保全対策の実施	① 箇所数 (70箇所) ② 面積 (55ha) ③ 面積 (60ha)
4 間伐材の搬出促進 (県)	① 間伐材の搬出支援 ② 生産指導活動の推進	① 事業量 (277,500 m ³) 整備促進面積 (3,660ha) ② 事業量 (50箇所)
5 地域水源林整備の支援 (市町村)	① 市町村が実施する私有林の確保・整備 ② 市町村有林の整備 ③ 森林所有者が実施する間伐の促進 (県)	① 確保面積 (3,117ha) 整備面積 (3,999ha) ② 整備面積 (1,961ha) ③ 整備面積 (1,680ha)
6 河川・水路における自然浄化対策の推進 (市町村)	【第1期・第2期】 ① 生態系に配慮した河川・水路等の整備 ② 河川・水路等における直接浄化対策 【第3期】 ① 生態系に配慮した河川・水路の整備	① 工事箇所数 (24箇所)
7 地下水保全対策の推進 (市町村)	① 地下水保全計画の策定 ② 地下水かん養対策 ③ 地下水汚染対策 ④ 地下水モニタリング	①保全計画9市町 ②かん養対策6市町 ③汚染対策2市町 ④モニタリング10市町
8 公共下水道の整備促進 (相模原市)**	【第1期・第2期】 ○ 下水道の整備	下水道普及率 (86%)
9 合併処理浄化槽の整備促進 (相模原市、山北町)**	【第1期・第2期】 ○ 高度処理型合併浄化槽の整備	整備基数 (1,590基)
8 生活排水処理施設の整備促進 (市町村)	【第3期】 ① 公共下水道の整備促進 ② 一般家庭等の高度処理型合併処理浄化槽の整備促進 ③ 事業所等の高度処理型合併処理浄化槽の整備促進	①県内水源保全地域の生活排水処理率 (96.0%) ②うちダム集水域の生活排水処理率 (80.8%)
総合的な評価における 実績・効果の測定・評価方法		事業実績・進捗状況 (H19～30) 【事業評価シート】 [報告書 P102～115]

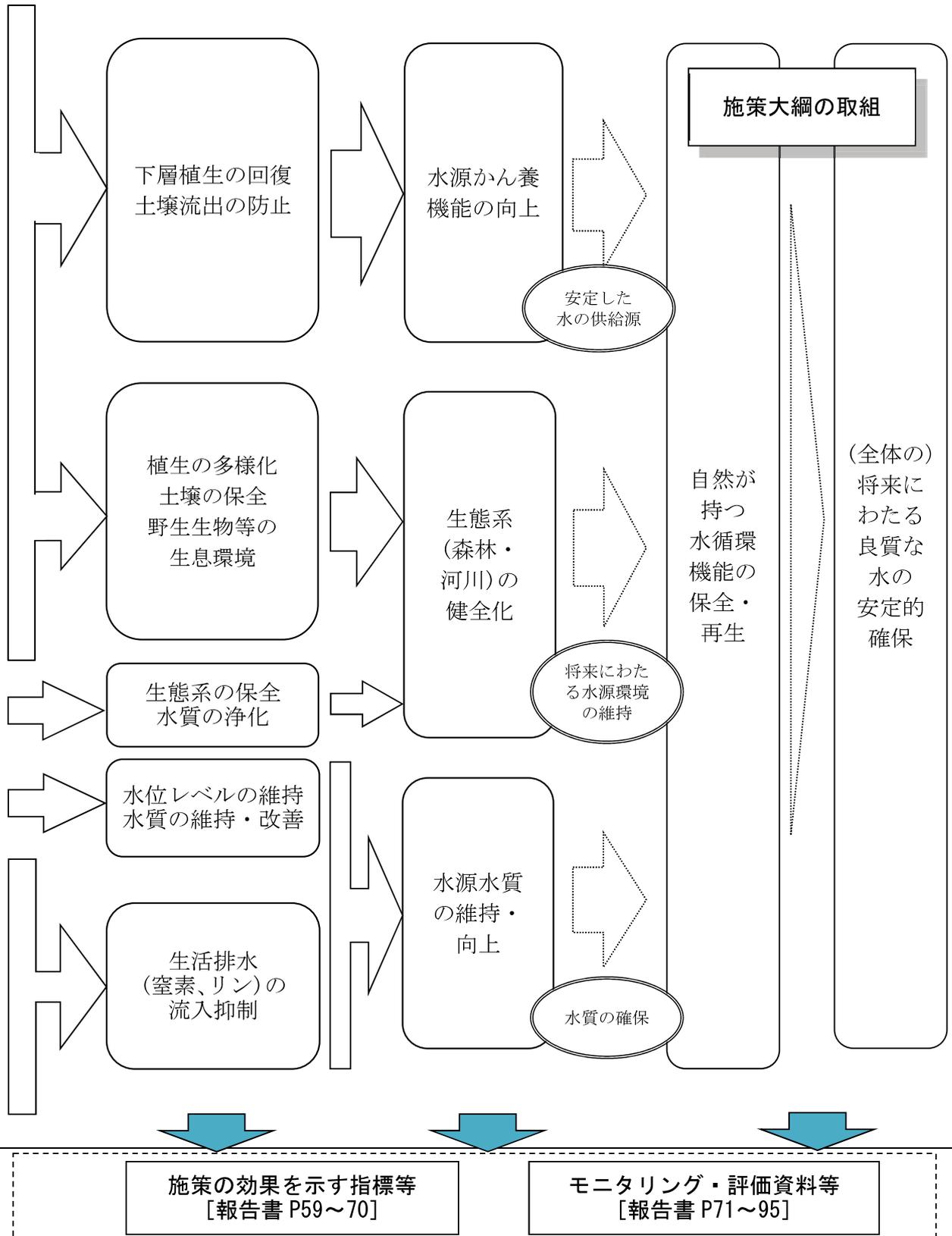
* 1期、2期で終了、**3期より8 生活排水処理施設の整備促進に整理統合

評価の指標

<各事業の質的指標>
1 次的アウトカム

<各事業の統合的指標>
2 次的アウトカム

<施策全体の目的>
最終的アウトカム



水源保全地域の経済的価値の改善に対する評価 (H26) [報告書 P124、125]